

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 災害保険金の課税の繰り延べについて

##### 《内容》

関与先のA社（10月期決算）は衣料品小売業を営んでいます。

令和元年10月に発生した台風により所有する店舗について損害を受け、令和2年5月に保険会社より風災保険金として300万円を受取りました。この保険金を原資として店舗の修繕を行いますが、コロナ禍の影響もあり、工事は、翌期の令和3年4月以降になる予定です。

このように保険金の受取りと修繕費の支払いが期をまたぐケースについて、保険金をもって被災した資産の修繕費に充てる場合には、圧縮記帳の適用は受けられないものと思いますが、当期において保険金への課税の繰り延べが認められる制度があれば教えてください。

### 『答』

平成29年度の法人税基本通達の改正で新設された「災害損失特別勘定」関係の取扱いの適用が可能と考えられます。

すなわち、法人が震災、風水害、火災等の災害による被災資産の修繕等のために要する費用を見積もった場合には、被災事業年度において法人税基本通達 12-2-7《災害損失特別勘定の繰入限度額》に定める繰入限度額以下の金額を損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れることができることとされています。

### (解説)

1 通常、受取った保険金を滅失した固定資産の修繕等の経費の補填に充てる場合には、法人税法上の保険金等で取得した資産等の圧縮記帳制度（法法47~49）の適用対象とはなりません。平成29年度の法人税基本通達の改正で新設された「災害損失特別勘定」関係の取扱いの適用が可能と考えられます。

すなわち、「災害損失特別勘定」の設定について規定されている法人税基本通達12-2-6では、法人が震災、風水害、火災等の災害による被災資産の修繕等のために要する費用を見積もった場合には、被災事業年度において「12-2-7《災害損失特別勘定の繰入限度額》に定める繰入限度額以下の金額を損金経理により災害損失特別勘定に繰り入れることができる」こととされています。なお、同通達の

(注)では、「この適用がある被災資産とは、次に掲げる資産で災害により被害を受けたものをいう。」とされています。

①法人の有する棚卸資産及び固定資産（法人が賃貸をしている資産で、契約により賃借人が修繕等を行うこととされているものを除く。）

②法人が賃貸をしている資産又は販売等をした資産で、契約により当該法人が修繕等を行うこととされているもの

さらに、同通達では、災害損失特別勘定の繰入限度額は、次の（１）又は（２）に掲げる金額のうちいずれか多い金額の合計額（翌期以後に保険金等により補填される金額を控除した残額）とする、とされています。

(１)被災資産の被災事業年度終了の日における価額がその帳簿価額に満たない場合のその差額に相当する金額

(２)被災資産について、災害のあった日から１年を経過する日までに支出すると見込まれる次に掲げる修繕費用等の見積額（被災事業年度終了の日の翌日以後に支出すると見込まれるものに限る。）

イ 被災資産の滅失、損壊又は価値の減少による当該被災資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用

ロ 土砂その他の障害物を除去するための費用

ハ 被災資産の原状回復のための修繕費（被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を含む。）

ニ 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

ホ 被災資産に係る被害の拡大を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用

したがって、ご質問のケースのように、保険金を収受した被災事業年度（令和2年度）の翌期に修繕費等を支出する見込みである場合は、修繕費用等の見積額等を災害損失特別勘定に繰り入れて被災事業年度の損金に算入することにより、結果的に当該繰入額に相当する保険金への課税を繰り延べることが可能となります。

2 なお、法人税法上の保険金等で取得した資産等の圧縮記帳制度（法法47~49）は、保険金をもってその滅失をした固定資産に代替する同一種類の固定資産（代替資産）を取得するか、損壊を受けた固定資産や代替資産となるべき資産の改良をした場合に適用されます。資産の改良とは、いわゆる資本的支出であり、損壊を受けた固定資産や代替資産の改良に係る資本的支出についても、この圧縮記帳が適用できます。したがって、保険金の受取りが先行し、翌期以降に改良を行う場合には、法人税法第48条及び49条の規定を適用することが考えられます。

## 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。